



## 第二十回

# 直接民主制の出番

このところ、全国的に話題を呼んでいるのは、名古屋市や鹿児島県阿久根市での長と議会の対立です。この対立を解消するため、議会解散を求める動きがあります。名古屋市では議会解散の直接請求の署名が四十六万人以上も集まったそうです。阿久根市では市長解職請求に必要な署名が集まり、十二月に解職の是非を問う住民投票が実施されます。長と議会による二元代表制の運営が行き詰まれば、住民が直接立ち上がるしかありません。この直接民主制の仕組みは十分なものがどうか問われています。

### 使いやすい解散・解職請求制度に

名古屋市の議会解散の是非は別として、同市の経験から出てきたのは、巨大都市では現在の議会・議員・長に対する解散・解職請求制度は活用が困難なのではないかという疑問です。通常は有権者の三分の一以上の署名を集めれば、解散・解職の是非を問う住民投票に持ち込めます。しかし、人口の多い都道府県や都市では、三分の一以上の署名集めは難しいので、二〇〇二年の地方自治法改正で、有権者が四十万人を超える場合、超えた分については六分の一の署名を集めればいいことになりました。有権者数が百万人でしたら、四十万人の三分の一とそれを超える六十万の六分の一を足

した二十三万三千三百三十四人の署名を集めれば、請求は成立となります。

しかし、ハードルを下げてもおお、巨大都市では署名集めは容易ではありません。名古屋市の有権者数は約百八十八万人ですから、議会の解散請求をするためには、三十六万五千人余りの署名を集めなければなりません。都道府県の場合には、二ヵ月以内に集めればいいのですが、市町村の場合には一ヵ月以内が期限です。

今回の名古屋市の直接請求は、市長自ら音頭を取るといふ制度としては想定外の異例なものでしたから、大量の署名が集まりましたが、住民有志が呼びかける普通のやり方でしたら、必要な署名を集めるのは至難の業でしょう。

そこで、地方自治法を見直し中の地方行財政検討会議（議長は片山善博総務相）では、直接請求の要件を緩め、市町村の署名収集期間も都道府県並みに長くしてはどうかという意見が出ています。ただ、あまり要件を緩めると、乱用される心配もありますから、制度の使いやすさとの兼ね合いを考えなければなりません。

### 住民投票法の制定に動くか

直接民主制としては、解職制度のほかに、条例の制定・改廃を求める直接請求制度があります。有権者数の五十分の一以上の署名を集めれば

ジャーナリスト

## 松本克夫

ば請求できます。地域にとつて重要な案件を住民投票で決めたいと考えれば、住民投票条例制定の請求ができます。しかし、議会が請求どおりに条例を制定してくれる保証はありません。議会も請求を受け入れ、住民投票が実施されたとしても、投票結果に強制力はありません。法律上の根拠がないからです。せいぜい長や議会に投票結果の尊重義務が発生するだけです。九七年に沖縄県名護市で実施された普天間基地の辺野古への移転を巡る住民投票では、基地反対が多数を占めました。当時の市長はその結果とは逆の基地受入れの決断をしました。

民主党は昨年の総選挙の際の政策集で「住民投票法の制定」を掲げていました。片山善博総務相はかねて、「地方分権改革の本来の目的は、住民の政治参画の機会の拡大にある」として、住民投票の法制化に積極的です。自治体が地方債を発行する場合や議員報酬を決める場合は住民投票にかけるのがよいと主張しています。

しかし、住民投票が対象とする案件は制限なしでいいか、住民投票実施の要件はどうか、条例に委ねる余地を残すかなど検討すべき点はたくさんあります。間接民主制を基本にした現行制度との整合性を考えなければなりません。住民すべてに直接関係する制度改革ですから、幅広い層から意見を求めるべきでしょう。